

短期入所療養介護利用料

令和3年4月1日改定

(1日あたり)

(地域別単価：10,722円/単位)

	介護度区分	介護保険一部負担金	滞在費	食費	日常生活費	教養娯楽費
個室 (従来型個室)	要介護1	852円	1680円	朝食 350円 昼食 500円 おやつ 100円 夕食 550円	200円	150円
	要介護2	930円				
	要介護3	997円				
	要介護4	1,060円				
	要介護5	1,120円				
4人部屋 (多床室)	要介護1	938円	400円	合計 1500円/日	200円	150円
	要介護2	1,020円				
	要介護3	1,088円				
	要介護4	1,149円				
	要介護5	1,211円				

※個室料：3,300円(税込み)

*日常生活費…リンスインシャンプー、ボディシャンプー、保湿用スキンケア

*教養娯楽費…新聞、雑誌、レクリエーション材料

○その他加算

夜勤職員配置加算	26円/日	基準を上回る夜勤職員を配置している。
個別リハビリ実施加算	258円/日	個別にリハビリを実施した場合
緊急短期入所受入加算	97円/日	緊急での短期入所を行った場合
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ	50円/日	指標評価項目(在宅復帰率・ベッド回転率・入所前後訪問指導割合・退所前後訪問指導割合・居宅サービスの実施数・リハ専門職の配置割合・支援相談員の配置割合・要介護4又は5の割合・喀痰吸引の実施割合・経管栄養の実施割合)要件を満たした場合
送迎加算	198円/日	居宅と施設間の送迎
療養食加算	9円/回	糖尿病食・心臓病食等の療養食を提供
総合医学管理加算	295円/日	利用に際して医師が必要な診療・検査を行い、多職種共同にて診療計画を作成し、説明等を行い、退所時には主治医に対して診療状況の情報提供を行う
緊急時治療管理1	556円/日	利用中、緊急その他やむを得ない事情にて療養をした場合
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	24円/日	サービスを提供する職員のうち勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
介護職員処遇改善加算Ⅰ	※所定単位数に39/1000を乗じた単位数で算定	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※所定単位数に21/1000を乗じた単位数で算定	

※少数点以下の処理により複数回の金額で若干の相違があります。

※緊急短期受入の窓口は支援相談員とする。

食事に要する費用、居住に要する費用についての補足説明

※1 食事に要する費用及び居住に要する費用について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

□ 利用料2割負担の方

	介護度 区分	介護保険 一部負担金	滞在費	食費	日常生活費	教養娯楽費
個室 (従来型個室)	要介護1	1,703円	1,680円	朝食 350円	200円	150円
	要介護2	1,859円		昼食 500円		
	要介護3	1,994円		おやつ 100円		
	要介護4	2,119円		夕食 550円		
	要介護5	2,239円				
4人部屋 (多床室)	要介護1	1,876円	400円	合計		
	要介護2	2,039円		1500円/日		
	要介護3	2,175円				
	要介護4	2,297円				
	要介護5	2,421円				

※個室料：3,300円（税込み）

*日常生活費…リンスインシャンプー、ボディシャンプー、保湿用スキンケア

*教養娯楽費…新聞、雑誌、レクリエーション材料

○その他加算

夜勤職員配置加算	52円/日	基準を上回る夜勤職員を配置している。
個別リハビリ実施加算	515円/日	個別にリハビリを実施した場合
緊急短期入所受入加算	193円/日	緊急での短期入所を行った場合
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ	99円/日	指標評価項目(在宅復帰率・ベッド回転率・入所前後訪問指導割合・退所前後訪問指導割合・居宅サービスの実施数・リハ専門職の配置割合・支援相談員の配置割合・要介護4又は5の割合・喀痰吸引の実施割合・経管栄養の実施割合)要件を満たした場合
送迎加算	395円/日	居宅と施設間の送迎
療養食加算	18円/回	糖尿病食・心臓病食等の療養食を提供
総合医学管理加算	590円/日	利用に際して医師が必要な診療・検査を行い、多職種共同にて診療計画を作成し、説明等を行い、退所時には主治医に対して診療状況の情報提供を行う
緊急時治療管理1	1111円/日	利用中、緊急その他やむを得ない事情にて療養をした場合
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	48円/日	サービスを提供する職員のうち勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
介護職員処遇改善加算Ⅰ	※所定単位数に39/1000を乗じた単位数で算定	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※所定単位数に21/1000を乗じた単位数で算定	

※少数点以下の処理により複数回の金額で若干の相違があります。

※緊急短期受入の窓口は支援相談員とする。

食事に関する費用、居住に関する費用についての補足説明
※1 食事に要する費用及び居住に要する費用について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

□ 利用料3割負担の方

	介護度 区分	介護保険 一部負担金	滞在費	食費	日常生活費	教養娯楽費
個室 (従来型個室)	要介護1	2,554円	1,680円	朝食 350円 昼食 500円 おやつ 100円 夕食 550円	200円	150円
	要介護2	2,789円				
	要介護3	2,991円				
	要介護4	3,178円				
	要介護5	3,358円				
4人部屋 (多床室)	要介護1	2,814円	400円	合計 1,500円/日	200円	150円
	要介護2	3,059円				
	要介護3	3,262円				
	要介護4	3,445円				
	要介護5	3,631円				

※個室料：3,300円（税込み）

*日常生活費…リンスインシャンプー、ボディシャンプー、保湿用スキンケア

*教養娯楽費…新聞、雑誌、レクリエーション材料

○その他加算

夜勤職員配置加算	78円/日	基準を上回る夜勤職員を配置している。
個別リハビリ実施加算	772円/日	個別にリハビリを実施した場合
緊急短期入所受入加算	290円/日	緊急での短期入所を行った場合
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ	148円/日	指標評価項目(在宅復帰率・ベッド回転率・入所前後訪問指導割合・退所前後訪問指導割合・居宅サービスの実施数・リハ専門職の配置割合・支援相談員の配置割合・要介護4又は5の割合・喀痰吸引の実施割合・経管栄養の実施割合)要件を満たした場合
送迎加算	592円/日	居宅と施設間の送迎
療養食加算	26円/回	糖尿病食・心臓病食等の療養食を提供
総合医学管理加算	885円/日	利用に際して医師が必要な診療・検査を行い、多職種共同にて診療計画を作成し、説明等を行い、退所時には主治医に対して診療状況の情報提供を行う
緊急時治療管理1	1666円/日	利用中、緊急その他やむを得ない事情にて療養をした場合
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	71円/日	サービスを提供する職員のうち勤続10年以上の介護福祉士が35%以上
介護職員処遇改善加算Ⅰ	※所定単位数に39/1000を乗じた単位数で算定	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	※所定単位数に21/1000を乗じた単位数で算定	

※少数点以下の処理により複数回の金額で若干の相違があります。

※緊急短期受入の窓口は支援相談員とする。

食事に関する費用、居住に関する費用についての補足説明
※1 食事に要する費用及び居住に要する費用について、介護保険法施行規則第83条の6の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。